

羽島市社会人権教育推進事業

令和 6 年度「羽島市人権作文コンクール」作文募集要項

1 目的

人権侵害のない明るい社会の実現のため、人権について正しく理解し、自分のこととして主体的に取り組むことができるよう、人権に関わる作文の募集をします。

2 応募規定

(1) 作文の内容

日常の家庭生活や学校生活、あるいはグループ活動などの中で得た体験を通じて、基本的人権を守ることの重要性、必要性について気付いたこと、考えたことなどを題材とする。(例えば「高齢者問題」「障がい者問題」「いじめ問題」「男女差別問題」「国際化にともなう人権問題」など) 題名は自由です。

(2) 対象

【小学生の部】

羽島市内の小学校、義務教育学校、特別支援学校小学部に在籍している 5、6 年生児童。

【中学生の部】

羽島市内の中学校、義務教育学校の 7～9 年生、特別支援学校中学部に在籍している生徒。

(3) 原稿の枚数

400 字詰原稿用紙、小学生の部は 3 枚程度、中学生の部は 5 枚以内。

(原稿には、学校名、学年、氏名、題名を明記すること。)

(4) 応募締切

令和 6 年 9 月 10 日(火)

(5) 提出先

羽島市役所生涯学習課

3 賞の授与

最優秀賞 2 作品以内 (小学生の部/中学生の部 各 1 作品以内)

優秀賞 4 作品以内

入選 14 作品以内

以上の入賞者には表彰状と副賞を授与します。

・最優秀賞及び優秀賞の受賞者は、市広報紙に氏名、学校名、学年、写真を掲載します。(写真掲載は、最優秀賞のみとなります。)

・最優秀賞受賞作品は、市ホームページ及び市広報紙に掲載する予定です。

4 入賞発表

令和6年10月下旬（予定）

5 表彰式

令和6年12月1日（日）開催予定の「人権を考える会」の中で表彰を行います。最優秀賞受賞者においては、作品発表を計画しています。

6 その他

- (1) 応募作品は、未発表のものに限ります。他の作文コンクール等との二重投稿が判明した場合、応募は無効となります。
- (2) 応募作品は返却しません。応募作品の著作権は、主催者に帰属します。
- (3) 最優秀賞及び優秀賞については、受賞者氏名、学校名、学年、応募作品を人権作文集に掲載し、各学校や関係者に配布します。

なお、本文中の個人を特定する表現等は、削除または他の表現方法を用いて掲載することがありますので、あらかじめご了承ください。

7 問い合わせ

羽島市市民協働部生涯学習課

電話 392-1111（内線6133）

FAX 394-0025